

## 管理水準の見直しの基本的な考え方と方向性

### 1. 管理水準見直し方法

現行の登山道管理水準の設定手順を踏襲し見直しをすることを原則とする。

### 2. 管理水準見直しの論点

(1) 登山道管理水準設定の前提及び制約条件に対応する当てはめ直し

管理水準設定の前提・制約条件である5項目を確認するとともに、課題提起された各路線に対する整理を行うに当たっての論点を整理する。

#### 【前提5項目の確認】

- ①-1 管理水準は登山道の区間ごとに定める。
- ①-2 登山道周辺の生態系の保全をできる限り優先する。
- ①-3 生態的な立場から緊急を要するような箇所がある登山道区間においては、その区間の水準に関わらず、速やかにその軽減・防止の対策を行う。
- ②登山利用は自己判断と自己責任によることが前提とする。
- ③登山道は、登山者が自由に歩行できることを原則とする。
- ④管理水準を設定する登山道は、公園計画書において「道路（歩道）」に位置づけられる登山道とする。
- ⑤-1 管理水準の設定は管理すべき目標を示すものである。
- ⑤-2（管理する目標を達成させるための）実施方法の検討は別に行う。

#### 【前提5項目に対する論点抽出】

④管理水準を設定する登山道は、公園計画書において「道路（歩道）」に位置づけられる登山道とする。

→次の2つの課題提起に対しては、公園計画の「道路（歩道）」としての取り扱い可否から判断を行う。

- ・ 前回対象外であり利用が多い路線への対応  
ex.三山台、トムラウシ短縮路
- ・ 歩道通行止め（崩落等）、管理者不在区間への対応  
ex.松仙園、トムラウシ温泉周回路等

(2) 保護・利用体験ランク、保全対策ランクの当てはめ直し

現行管理水準設定時の手順を踏襲し、路線ごとに前回設定当時から変化した事項及び第1回検討会で出された意見等を加味して当てはめ直しを行う。見直しにあたっての論点を以下に整理する。

### 【保護・利用体験ランク】

①国立公園保護計画→変化なし

②管理計画（基本的方針）→変化なし

③管理計画（取り扱いの管理方針：計画歩道各路線の記述整理）→変化なし

④好ましい（主な）利用形態→変化あり

- ・アクセス林道の通行止め
- ・歩道通行止め（崩落等）
- ・施設の整備状況、状態（避難小屋の老朽化、木道等の）
- ・登山道の管理状態（ヤブ化により移動時間増）
- ・利用者層・登山形態等が変化（外国人登山者の増加）

### 【保全対策ランク】

⑤荒廃状況（荒廃の程度、潜在的危険性）→変化あり

- ・全体的に侵食が進行
- ・ひどい侵食箇所が増加
- ・侵食が一定レベルに達すると急激に進行する場合が多い。
- ・避難小屋周辺で荒廃が進行（残雪が遅い、利用が集中）
- ・野営指定地の荒廃がひどい（場所が拡大・移動、トイレ道）

⑥自然条件（自然資源、脆弱性）→新たな知見

- ・集中豪雨が頻発し、荒廃が急激に進行
- ・登山道周辺の外来植物等の侵入（オオハンゴンソウなど）

### 3. 見直しの基本的な考え方

#### 【保護・利用体験ランク】

#### ④好ましい（主な）利用形態の変化

林道通行止め等により所要時間、主な利用者層、必要となる登山技術や装備等が変化した場合は、必要に応じて保護・体験ランクを見直す。

《林道通行止め》

- i) 短期間で復旧する場合→変更なし
- ii) 復旧が困難または長期になる場合
  - 廃道または管理水準対象外とすることも含めて検討を行う。
  - 廃道としない場合、ルート付け替えや通行止め中の管理水準を設定する。
    - ・日帰り利用→宿泊を伴う利用（B→A）
    - ・半日→日帰り（C→A）
  - 期限を定めて状況に応じた見直しを行う。（フォローアップ）

#### 【保全対策ランク】

#### ⑤荒廃状況（荒廃の程度、潜在的危険性）の変化

- 荒廃状況に応じてランクを見直す。（ⅡまたはⅢからⅠまたはⅡへ）
- 整備が行われ、その効果が確認された路線について、状況に応じてランクを見直す。
  - 整備終了後、土砂が安定した場合等にランクを見直す（Ⅱ→Ⅲなど）
- 荒廃の進行が著しい、または周辺の自然環境への影響が大きい箇所等は、緊急に対策が必要な箇所として抽出する。

#### ⑥自然条件の変化

- 近年集中豪雨が頻出し、荒廃が急激に進行した箇所がある

#### 【前提④公園計画の「道路（歩道）」の整理後の作業】

#### ○前回対象外であり利用が多い路線（三川台、トムラウシ短縮路等）

- 今後、公園計画の「道路（歩道）」に位置づけられる可能性があるとした場合、設定手順は、現行及び見直し時の視点に準ずる。

#### ○歩道通行止め（崩落等）、管理者不在区間への対応（松仙園等）

- 実質的に整備改修が困難であったり、維持管理できない路線として整理され廃道となれば、管理水準設定の対象から外す。
- 廃道にしない場合は、管理水準を達成できる体制について検討するとともに、登山道の状態に応じた「保護・体験ランク」に見直す。

→ヤブ化した登山道は、一般向きではなく、所要時間も長い。